	検討に当たって(検討の視点)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)
課題項目	※【】は、部会委員意見(下線部は25年度)	※網掛けは、部会意見等を踏まえて追記
1.就労移行・継続支援事業について		
①就労移行・継続支援事業所が不足。既存の	○地域によって社会資源に差があり、資源があっても事	○事業所マップの作成など福祉圏域内の近隣市町
事業所(就労継続 A 型・B 型や就労移行)を	業所によってノウハウに差がある。	村の情報共有の促進や合同イベントの開催など社会
近隣市町村と共有し、相互利用していく必要があ	【ノウハウのあると言われる事業所は、それだけの努力をし	資源の相互利用促進、認知度向上の取組みを行
ే .	ている。努力している事業所を行政として応援すべき。】	う。
	○事業所が不足している地域では、運営を担う法人等	○障がい者雇用を検討している企業に就労移行事
	への働きかけが必要。	業所等を見ていただくことも必要。福祉の見本市的
	【法人への働きかけは悪くないが、事業所の中身が伴わ	なイベントの開催。
	なければ却って当事者の不利益に通じる恐れもあり、慎	
	重さが求められる。】	○府の HP で、ハローワーク圏域ごとの、福祉施設か
		らの就職状況を公開。
	○市町村の区域を超えた情報提供(事業所の紹介)が	
	必要。	○事業所が不足している地域では、運営を担う法
	【区域を超えた情報共有は必須と思われるが、担当者の	人、企業等への働きかけを行うことも検討する。
	人事異動などもあり、実際に進めるには何らかの具体的	
	手立てが必要。】	○工賃向上計画支援事業の活用など継続支援事
		業所の運営面でのサポートを行う。
	○福祉圏域単位で事業所マップを作成するなど、近隣	
	市町村との情報共有や資源の相互利用の促進策の検	
	討が必要。	
	【福祉圏域だけでなく、大阪市内や神戸など近隣で実績	
	のある+aの情報を揃えて対応しているところも。】	

=明日本下本口	検討に当たって(検討の視点)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)	
課題項目	※【】は、部会委員意見(下線部は25年度)	※網掛けは、部会意見等を踏まえて追記	
1.就労移行・継続支援事業について			
②就労移行支援事業所のノウハウや実績につい	○就労移行支援事業所に一般就労の支援ノウハウが	○一般就労移行の取組みが進んでいる就労移行支	
て差がある。	不足している。	援事業所の運営法人、企業等の就労移行支援手法	
	【人材の養成が一番最初に必要。がんばっているところ	など、成功事例の収集、共有化や個別事情に応じた	
	を伸ばしていくのか、ゼロのところは諦めてもらうのか、そこ	相談支援を行う。	
	は検討と議論が必要。】	また、一般就労移行実績が乏しい就労移行支援	
	【就労移行支援事業所で成果がゼロのところへのアウト	事業所へアウトリーチを行い、要因分析や必要な支	
	リーチが必要。】	援、指導を行う。	
	【就職させる数字が2、3年度ゼロのところは確信犯。		
	逆に就労実績を上げて頑張っているところは人手が無く	○就職を希望する障がい者の障がい特性(種別)が多	
	て定着支援に困っており、実績が出てないところは、本	様化しており、福祉職の職員をベースとする支援機関	
	気でやる気があるのかどうかをアンケートなどで探るべ	の就労支援力や就労実績に差があることから、企業ニ	
	き。】	-ズや企業マインドなど、企業で働くことについて、就労	
		支援員の専門性の確保、向上を図る。	
	○就労移行支援事業所のスタッフの多くが福祉を専門		
	職としているため、企業理念を理解する機会が十分で	○企業での雇用を促進するには、障がい者や家族、就	
	ない。	労支援機関、支援学校、医療機関等の職員が企業	
	【実績を出している事業所は企業出身者を雇用した	で働くことへの具体的なイメージを持つことも重要である	
	り、アドバイスをもらえる仕組みを作ったりしている。】	ことから、労働局における「企業就労理解促進事業」	
		等により就労支援機関等の職員、利用者その保護者	
	○企業の立場や考え方を理解しないまま進めると、結	を対象とした企業での就労に関する理解や就労支援	
	果として就職につながらないことも。(企業と障がい者双	方法の基礎的知識を高めるための就労支援セミナーを	
	方の立場に立った支援が重要)	行う。	

○取り組みが進んでいる就労移行支援事業所もあり、 ○就労支援機関等の職員、利用者を対象とした一般 それをいかに普遍化していくかという視点も必要。(成功 ■就労への具体的な理解を深め、就職への動機づけの ための企業見学会を行うとともに、経験の浅い就労支 事例の共有や一般就労移行人数が多い就労移行支 援事業所の手法を学ぶなど) 援機関等の職員等を対象とした就労支援機関見学 会を行う。 ○就職を希望する障がい者の障がい特性(種別)が多 様化しており、支援機関の実績に差があることから、支 ○さらには、就労支援機関等に対する支援として、障 援者の専門性の確保、質の向上が必要。 がい者の支援について豊富な知識や経験を有する「障 害者就労アドバイザー」により企業での就職を意識した ○福祉施設からの一般就労移行を促進するため、ニ 訓練内容や方法の助言等を行う。 ーズにマッチした委託訓練、人材育成事業の実施や周 知が必要。 ○福祉施設からの一般就労移行を促進するため、企 業ニーズにマッチした委託訓練、人材育成事業の実施 や周知の促進を行う。

	人似府埠がい自日立又援励議会からの税力又援命会对心味趣項日~税力又援、、職場足自又援~ 【税力又援命会对心味趣項日寺奎连衣②】			
課題項目	検討に当たって(検討の視点)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)		
	※【】は、部会委員意見(下線部は25年度)	※網掛けは、部会意見等を踏まえて追記		
1.就労移行・継続支援事業について				
③就労移行支援は一般就労に結びつくと利用者	○一般就労移行すると報酬算定がなされなくなり、ま	○現行の報酬体系の見直しについて、国への要望を		
が減るので事業所として積極的に進めにくいという	た、報酬が日額単位で、安定的な運営ができない。	行う。		
現状がある。現行の報酬体系の見直しが必要。				
※平成24年8月「障がい者福祉施策の推進	○利用者確保が円滑にできないと福祉的就労の生産	○平成 26 年度 福祉に関する国の施策並びに予算に		
に係る提言(論点整理)」で要望	性も維持できない。	関する提案・要望(案)【H25.7】		
		(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の		
	○現行の報酬体系の見直しが必要なため、国への働	抜本的強化について		
	きかけが必要。	① 就労移行支援事業の抜本的強化		
		就労移行支援事業の抜本的強化を図るため、人		
		員や運営に関する要件の厳格化を図るとともに、事		
		業所毎の就労実績等の公表を促すなど障がい福		
		祉サービスの利用者視点に立った制度改善や事業		
		所のアセスメント力の向上支援を行うこと。		
		また、障がい者や保護者が安心して就労にチャレ		
		ンジできるよう、職場定着の不調による事業所再利		
		用の際の柔軟対応や、利用者が一般就労移行し		
		た場合の報酬変動の影響を緩和する措置を講じる		
		等、事業者が事業所運営に不安を抱くことなく一般		
		就労に向けた支援に積極的に取り組めるような、特		
		例措置を講じること。		

人似府悍かい自日立义援励議会からり私力义援引会对心味趣境日~私力义援、			
課題項目	検討に当たって(検討の視点)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)	
	※【】は、部会委員意見(下線部は25年度)	※網掛けは、部会意見等を踏まえて追記	
1.就労移行・継続支援事業について			
④一般就労の定着がうまくいかない場合、元の事	○施設利用希望の待機者が多く、就職が上手くいか	○課題を踏まえ、障がい者が安心してチャレンジできる	
業所に戻れないことを防ぐため定員の特例措置の	なかった場合に施設へ戻ることが困難な現状。能力が	よう、定員の特例措置等について、国への要望を行う。	
検討が必要。	あるにもかかわらず、家族や施設の事情で、一般就労		
	を望まないで施設での就労を続けているケースや、保護	○平成 26 年度 福祉に関する国の施策並びに予算に	
	者の意識が就労(チャレンジすること)に消極的になって	関する提案・要望(案)【H25.7】	
	いる。	(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の	
		抜本的強化について	
	○定員の特例措置については、国への働きかけ等も必	① 就労移行支援事業の抜本的強化	
	要。	就労移行支援事業の抜本的強化を図るため、人	
		員や運営に関する要件の厳格化を図るとともに、事	
		業所毎の就労実績等の公表を促すなど障がい福	
		祉サービスの利用者視点に立った制度改善や事業	
		所のアセスメント力の向上支援を行うこと。	
		また、障がい者や保護者が安心して就労にチャレ	
		ンジできるよう、職場定着の不調による事業所再利	
		用の際の柔軟対応や、利用者が一般就労移行し	
		た場合の報酬変動の影響を緩和する措置を講じる	
		等、事業者が事業所運営に不安を抱くことなく一般	
		就労に向けた支援に積極的に取り組めるような、特	
		例措置を講じること。	

課題項目	検討に当たって(検討の視点)	国・府・市町村において考えられる対応策(案)		
かんとグロ	※【】は、部会委員意見(下線部は25年度)	※網掛けは、部会意見等を踏まえて追記		
1.就労移行・継続支援事業について				
⑤就労系福祉サービス事業の認可について(審	【申請を受け付ける時にどのような形(プロセス)で、就	○指定障害福祉サービスの事業等の運営に関する基		
査の中で就労に向けたプロセスなど運営の具体的	職につなげていくのかなど運営の中身みたいなことも一	準等を踏まえ、本来、事業者が果たすべき役割を担え		
な中身が問えない)	定見据える必要がある。】	るよう、取り組みの方策を検討する。また、一般就労移		
		行実績が乏しい就労移行支援事業所へアウトリーチを		
		行い、要因分析や必要な支援、指導を行う。		
		○平成 26 年度 福祉に関する国の施策並びに予算に		
		関する提案・要望(案)【H25.7】		
		(1) 障がい福祉計画の目標達成に向けた就労支援の		
		抜本的強化について		
		① 就労移行支援事業の抜本的強化		
		就労移行支援事業の抜本的強化を図るため、人		
		員や運営に関する要件の厳格化を図るとともに、事		
		業所毎の就労実績等の公表を促すなど障がい福		
		祉サービスの利用者視点に立った制度改善や事業		
		所のアセスメント力の向上支援を行うこと。		
		また、障がい者や保護者が安心して就労にチャレ		
		ンジできるよう、職場定着の不調による事業所再利		
		用の際の柔軟対応や、利用者が一般就労移行し		
		た場合の報酬変動の影響を緩和する措置を講じる		
		等、事業者が事業所運営に不安を抱くことなく一般		
		就労に向けた支援に積極的に取り組めるような、特		
		例措置を講じること。		